（石綿を含有する製品に係る報告）

第五十条　製品を製造し、又は輸入した事業者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。）は、当該製品（令第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、法第五十五条ただし書の要件に該当するものを除く。）が石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項（当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　製品の名称及び型式

二　製造した者の氏名又は名称

三　製造し、又は輸入した製品の数量

四　譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先又は提供先

五　製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防止するために行う措置

様式第三号の二中「第46条の２関係」を「第46条の３関係」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の保存	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の保存
（略）	（略）
第四十六条の二第三項の規定による書面の保存	（新設）
（略）	（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係） 表二～表四　（略）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係） 表二～表四　（略）
（略）	（略）
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則
第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成
第四十六条の二第一項の規定による書面の作成	（新設）
（略）	（略）